

千葉県大規模小売店舗立地法運用要綱 新旧対照表

現行	改正案	改正理由
<p>(出店(変更)計画書)</p> <p>第4条</p> <p>2 県に提出する出店(変更)計画書は、20部以内とする。</p> <p>3 県は、出店(変更)計画書を収受したときは、出店(変更)計画書の写しを添えて所在市町村及び近隣市町村に通知するものとする。</p>	<p>(出店(変更)計画書)</p> <p>第4条</p> <p>2 県に提出する出店(変更)計画書は、<u>電子データにより提出するもの</u>とする。</p> <p>県は、出店(変更)計画書を収受したときは、出店(変更)計画書のPDF等の<u>電子データ</u>を添えて所在市町村及び近隣市町村に通知するものとする。</p>	<p>事務手続きのデジタル化に伴う変更</p>
<p>(新設等の届出)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる届出は、新設又は変更を行おうとする日の8月前までに(ただし、法第5条第1項第6号に係る事項の変更については、あらかじめ)、届出書(添付書類を含む。以下同じ。)の写し20部以内を添えて、行うものとする。なお、千葉県大規模小売店舗立地審議会における審議案件となる届出については、県が指定する期日までに、届出書の写し20部以内を追加して提出するものとする。</p> <p>(1) 法第5条第1項の規定による届出</p> <p>(2) 法第6条第2項の規定による届出</p> <p>(3) 法附則第5条第1項(法附則第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出</p> <p>2 法第6条第1項の規定による届出は、変更があった後速やかに届出書の写し5部以内(近隣市町村がある場合にあっては、その数を加えた数)を添えて、行うものとする。</p>	<p>(新設等の届出)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる届出は、新設又は変更を行おうとする日の8月前までに(ただし、法第5条第1項第6号に係る事項の変更については、あらかじめ)、届出書(添付書類を含む。以下同じ。)の<u>電子データを提出することにより</u>行うものとする。</p> <p>(1) 法第5条第1項の規定による届出</p> <p>(2) 法第6条第2項の規定による届出</p> <p>(3) 法附則第5条第1項(法附則第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出</p> <p>2 法第6条第1項の規定による届出は、変更があった後速やかに届出書の<u>電子データを提出することにより</u>行うものとする。</p>	

<p>3 法第6条第5項の規定による届出は、廃止する前までに届出書の写し5部以内(近隣市町村がある場合にあつては、その数を加えた数)を添えて、行うものとする。</p> <p>4 法第11条第3項の規定による届出は、承継した後速やかに届出書の写し5部以内(近隣市町村がある場合にあつては、その数を加えた数)を添えて、行うものとする。</p> <p>5 次の各号に掲げる届出又は通知は、届出書又は通知書の写し5部以内(近隣市町村がある場合にあつては、その数を加えた数)を添えて、行うものとする。</p> <p>(1) 法第8条第7項の規定による届出又は通知</p> <p>(2) 法第9条第4項の規定による届出</p>	<p>3 法第6条第5項の規定による届出は、廃止する前までに届出書の<u>電子データを提出することにより</u>行うものとする。</p> <p>4 法第11条第3項の規定による届出は、承継した後速やかに届出書の<u>電子データを提出することにより</u>行うものとする。</p> <p>5 次の各号に掲げる届出又は通知は、届出書又は通知書の<u>電子データを提出することにより</u>行うものとする。</p> <p>(1) 法第8条第7項の規定による届出又は通知</p> <p>(2) 法第9条第4項の規定による届出</p>	
<p>(所在市町村及び近隣市町村への通知)</p> <p>第6条 県は、前条の届出又は通知を収受したときは、届出書又は通知書の写しを添えて所在市町村及び近隣市町村に通知するものとする。</p>	<p>(所在市町村及び近隣市町村への通知)</p> <p>第6条 県は、前条の届出又は通知を収受したときは、届出書又は通知書の<u>電子データ</u>を添えて所在市町村及び近隣市町村に通知するものとする。</p>	
<p>(届出等の公告)</p> <p>第7条 法第5条第3項(法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。)、法第6条第6項、法第8条第3項及び第6項並びに法第9条第3項による公告は、千葉県報に登載して行うものとする。</p>	<p>(届出等の公告)</p> <p>第7条 法第5条第3項(法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。)、法第6条第6項、法第8条第3項及び第6項並びに法第9条第3項による公告は、<u>千葉県ホームページに掲載する方法により</u>行うものとする。</p>	<p>公告・縦覧方法のデジタル化に伴う変更</p>

<p>(届出等の縦覧)</p> <p>第8条 法第5条第3項(法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第8条第3項及び第6項の規定による縦覧は、商工労働部経営支援課及び所在市町村の大規模小売店舗担当部署(当該市町村の協力が得られた場合に限る。)において行うものとする。</p>	<p>(届出等の縦覧)</p> <p>第8条 法第5条第3項(法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第8条第3項及び第6項の規定による縦覧は、<u>千葉県ホームページに掲載する方法により</u>行うものとする。</p>	
<p>(説明会の開催等)</p> <p>第10条</p> <p>5 県は、説明会開催者に対し、法第7条第3項の規定による意見及び前項の規定による通知に配慮し、説明会へ参加しようとする者の便を考慮して説明会の開催計画を定めたときは、説明会の開催を公告する日の1週間前までに説明会開催計画書(別記様式D)に写し1部(近隣市町村がある場合にあっては、その数を加えた数)を添えて、県に提出するよう求めるものとする。</p> <p>6 県は、説明会開催者に対し、説明会終了後、2週間以内に説明会実施状況報告書(別記様式E)に写し1部(近隣市町村がある場合にあっては、その数を加えた数)を添えて、県に報告するよう求めるものとする。</p>	<p>(説明会の開催等)</p> <p>第10条</p> <p>5 県は、説明会開催者に対し、法第7条第3項の規定による意見及び前項の規定による通知に配慮し、説明会へ参加しようとする者の便を考慮して説明会の開催計画を定めたときは、説明会の開催を公告する日の1週間前までに説明会開催計画書(別記様式D)を<u>電子データにより</u>、県に提出するよう求めるものとする。</p> <p>6 県は、説明会開催者に対し、説明会終了後、2週間以内に説明会実施状況報告書(別記様式E)の<u>電子データ</u>を提出することにより、県に報告するよう求めるものとする。</p>	<p>大規模小売店舗立地法施行規則の改正に併せた変更</p>
<p>(説明を掲示により行う場合)</p> <p>第11条</p> <p>3 届出者は、前項の規定による承認の通知があったときは、通知があった日から当該届出が縦覧に供されている間、当該大規模小売店舗の敷地内の掲示板又は店舗内の見やすい場所に届出書及び添付書類の内容の要旨を掲示す</p>	<p>(説明を掲示により行う場合)</p> <p>第11条</p> <p>3 届出者は、前項の規定による承認の通知があったときは、当該届出が縦覧に供されている間、当該大規模小売店舗の敷地内の掲示板又は店舗内の見やすい場所に届出書及び添付書類の内容の要旨を掲示するとともに、<u>インター</u></p>	

<p>るものとし、通知があった日から2週間以内に掲示の状況を県に報告するものとする。</p>	<p>ネットを利用することにより、これを行うものとし、<u>縦覧開始日</u>から2週間以内に掲示の状況を県に報告するものとする。</p>	
<p>(説明会開催の公告) 第12条 法第7条第2項の規定による説明会開催の公告は、次のいずれかの方法で行うものとし、当該方法に併せて、大規模小売店舗が立地する敷地内の見やすい場所に掲示するものとする。 (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への開催案内の掲載 (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への折り込みによるチラシの配布 (3) 業者委託によるチラシの全戸配布</p>	<p>(説明会開催の公告) 第12条 法第7条第2項の規定による説明会開催の公告は、次のいずれかの方法で行うものとし、当該方法に併せて、大規模小売店舗が立地する敷地内の見やすい場所に掲示するものとする。 (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への開催案内の掲載 (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への折り込みによるチラシの配布 (3) 業者委託によるチラシの全戸配布 (4) <u>ホームページ等への開催案内の掲載</u></p>	
<p>(説明会を開催できない場合) 第13条 県は、説明会開催者が規則第13条第1項各号に掲げる事由により説明会を開催することができなかった場合は、説明会不開催事由等報告書(別記様式H)に写し1部(近隣市町村がある場合にあっては、その数を加えた数)を添えて、県に報告するよう求めるものとする。</p>	<p>(説明会を開催できない場合) 第13条 県は、説明会開催者が規則第13条第1項各号に掲げる事由により説明会を開催することができなかった場合は、説明会不開催事由等報告書(別記様式H)の<u>電子データを提出することにより</u>、県に報告するよう求めるものとする。</p>	<p>事務手続きのデジタル化に伴う変更</p>
<p>(公表) 第19条 法第9条第7項の規定による勧告に従わない旨の公表は、千葉県報に登載して行うほか適当と認められる方法により行うものとする。</p>	<p>(公表) 第19条 法第9条第7項の規定による勧告に従わない旨の公表は、<u>千葉県ホームページに掲載する方法により</u>行うほか適当と認められる方法により行うものとする。</p>	<p>公告・縦覧方法のデジタル化に伴う変更</p>

<p>(中活法第37条第2項の規定による届出)</p> <p>第22条 中活法第37条第2項の規定による届出を行う場合は、法第6条第2項の届出とみなす。</p>	<p>(中活法第38条第2項の規定による届出)</p> <p>第22条 中活法第38条第2項の規定による届出を行う場合は、法第6条第2項の届出とみなす。</p>	<p>本文の不正確な部分に係る軽微な修正</p>
--	--	--------------------------